

雇價格下落之夕ルヲ以テ工場主、十一月ヨリ就
業此間之由延長シ同任銀ニテ能率ヲ尋
メ以テ下落セル損失ヲ神變セシトシ此旨職工ハ
申渡シタリ、職工中ノ不服ノモノアリ、松倉アヲハ
談判セシ、夏氣ハニテ十一月廿二日組合ヲ以テ
三書記申お某ヲ訪ヒ、時長ニ関スル分合
増給ヲ雇主側ニ交渉ノ方依頼シタリ、申おハ
應之ヲ雇主側ニ之週シタルモ、交渉セザルヲ以テ
直接交渉ノ得兼ナルベキヲ答ハタルニ各工場
代表者五十余名、十二月二日協議ノ上就業
時長延長ニ関シテハ従来ノ賃銀ノ外更ニ一
月ヨリ九月迄ハ二十四、十月ヨリ十二月迄ハ十
日ニ増給ヲ要スルベク、同時ニ此目的ヲ達
スル為メニ三日ヨリ同盟罷業ヲナストシテ決議
シ、同日ヨリ実行セリ（罷業職工數不明ナルニ
全數二百名中、五十余名ナルカ如シ）
雇主側ハ此其子アルヲ知り、神田西福田所山乃
急ニ自前合議中タルヲ以テ職工表田佐共
外十四名ノ代表者ハ、全所ニ訪ヒ右決議ノ意
文書シタルニ雇主側引續キ協議シ十二月分ニ
限り金十圓ヲ増給スハ、下コトニ決シタル由テ各
雇主ハ就業時君其他ノ困難ニ於テ月一増給ヲ
ナスコト不可能ナルヲ以テ村中増給ヲ為スルトニ
決議シ職工代表者ニ回答シタルニ職工側ハ之ヲ
諒トシ五日ヨリ就業スルコト、レ何事モ不穩ノ言
動ニ出ワルコトナク無事解決シテ追テ増給勞